

新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

令和 7 年 10 月

新 潟 県

目次

I	目的等	1
II	野鳥サーベイランス調査の目的	1
III	危機管理体制の構築	1
IV	対応レベル及び検査優先種（いわゆるリスク種）の設定と調査の実施	1
1	早期警戒期間	
2	対応レベルの設定と対応	
3	野鳥監視重点区域の指定と監視強化	
4	死亡野鳥等調査の対象種	
5	対応レベルの引き下げ及び野鳥監視重点区域の解除	
	表一1 発生状況に応じた対応レベル	
	表一2 対応レベルによる実施内容	
	表一3 早期警戒期間中の調査実施内容	
	表一4 検査優先種の区分	
	表一5 国内希少野生動物種の鳥類（45種）	
V	死亡野鳥等調査の流れ	8
	図一1 業務フロー図	
VI	死亡野鳥情報等の通報への対応	11
1	現場の状況等の確認	
	(1) 電話等による通報の場合	
	(2) 一般住民等から死体が持ち込まれた場合	
	(3) 傷病鳥獣としての衰弱個体の通報・搬入等の対応	
	(4) 住民からの通報に市町村・警察が対応した場合	
2	死亡個体の回収と回収地点の消毒等	
	(1) 死亡野鳥等の回収	
	(2) 回収地点の消毒	
	参考 消石灰の使い方	
	参考 消毒方法と消毒薬について	
	(3) 死亡個体の保管と廃棄	
3	調査実施の判断	
	(1) 種の特定制と調査の要否診断	
	(2) 調査の必要がない場合	
	(3) 調査が必要な場合	
4	検査試料の採取及び簡易検査の実施	
5	簡易検査の結果	
	(1) 検査結果が陽性の場合	
	(2) 検査結果が陰性の場合	
6	試料及び死亡個体の保管及び廃棄	
VII	鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の対応	19
1	簡易検査又は遺伝子検査（M遺伝子の確認）の結果が陽性の場合	
2	遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果が陽性だった場合	
3	発生時の調査等の対応	
	(1) 野鳥監視重点区域の指定	
	(2) 公表	
	(3) 公表後の周辺住民への対応	
	(4) 異常の監視	
	(5) 死亡野鳥等調査	
	(6) 状況調査	
	(7) 関係機関との連携、啓発	
	(8) 人の健康管理	
	(9) 接触者への調査等	
4	集団渡来地等で発生した場合	
	表一6 集団渡来地で発生時の基本的対応	
VIII	愛鳥センターにおける傷病鳥獣等の収容	26
1	通常時の防疫体制について	
2	一般住民等から傷病鳥獣の搬入があった場合の対応	
3	収容鳥獣等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合	
IX	夜間・休日における緊急時の連絡体制	27
1	全体フロー図	
	図一2 全体連絡体制フロー図	
2	鳥獣保護関係部局の各所属における夜間・休日連絡・対応体制	
	図一3 トキに対しての場合	
	(様式)	
	様式1-B 死亡野鳥等調査個票	
	様式1-A 死亡野鳥等調査一覧	

I 目的等

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の迅速な対応と感染拡大の防止を図るため、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリングを効率的に行い、関係機関との連携・協力のもと、高病原性鳥インフルエンザの早期発見と大量発生時の円滑な対応等の実施を図ることを目的に、このマニュアルを定める。

なお、詳細については、環境省自然環境局「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（令和7年9月）（以下、「環境省マニュアル」という。）」によるものとする。

II 野鳥サーベイランス調査の目的

野鳥で高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス調査を行う目的は次のとおり。

- ① 野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する。
- ② 高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内の野鳥が死亡した場合に早期発見する。
- ③ 野鳥や家きん及び飼養鳥等において高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、環境省マニュアルⅢ調査の準備と方法によりウイルスの感染範囲を把握する。

III 危機管理体制の構築

鳥獣行政担当部局として野鳥の生息状況等の情報収集を行うとともに関係行政部局間での情報の交換・共有化を図り対応することとする。

また、各地域機関においては、関係行政部局及び管内市町村との連絡協力体制を構築するとともに、緊急事態に備え、夜間・休日における連絡・対応の体制を整備する。（本マニュアルⅨ参照）

IV 対応レベル及び検査優先種（いわゆるリスク種）の設定と調査の実施

1 早期警戒期間

渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点から、毎年9月～10月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には、早期警戒期間中は、対応レベル3相当として、検査優先種1と2については、1羽から、検査優先種3は3羽から、その他の種は5羽以上の死亡個体の検査を基本とする（表-3（本マニュアルp.4））。

ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定する。

2 対応レベルの設定及び対応

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が対応レベルを設定し、都道府県鳥獣行政担当部局等に通知する。全国での対応レベルの設定は以下を基本とし、対応レベル毎に鳥類生息状況等調査の内容やウイルス保有状況調査の対象範囲、対応の内容を変更する（本マニュアルp. 3表-2）

< 9月～4月末 >

- ◆ 渡り鳥（ガンカモ類）が国内に飛来し始める9月から繁殖地へ戻るための北上がおおむね完了する4月末までは、全国一律で対応レベルの引き上げ、引き下げを行う。
- ◆ 早期警戒期間（9月～10月）は上記対応レベルにかかわらず、対応レベル3相当として対応する。早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応とする。
- ◆ 早期警戒期間中は、検査対象の死亡鳥（以下、「検査対象種」という。）は簡易検査機関において簡易検査を実施するが、11月～4月は国内野生希少動植物種の鳥類（表－5）に限り簡易検査を実施し、その他の野鳥については、検査対象種であっても簡易検査は省略する。
- ◆ なお、検査対象種の簡易検査を実施しない場合においても、地域振興局は、当該検査対象種を回収し、簡易検査実施機関へ送付する。

< 5月～8月末 >

- ◆ 渡り鳥（ガンカモ類）の春の渡りが国内のほとんどの地域で見られなくなる5月から、秋の渡りが始まる8月末までは、新規に発生あるいは発生が継続している地域のみを対象に、対応レベルの引き上げ・継続を行うこととし、その対象地域は、原則として「当該都道府県及び陸地で隣接する都道府県」とする。なお、島嶼で新規に発生あるいは発生が継続している場合の対応レベルの引き上げ・継続の対象は、原則として「当該島嶼のある都道府県のみ」とする。
例) 4月末において、北海道の複数地点で高病原性鳥インフルエンザが確認されており、野鳥監視重点区域の解除予定日が5月以降で全国での対応レベルが3の場合
→5月1日以降は北海道のみ対応レベル3となり、新潟県は対応レベル1となる。
- ◆ 国内野生希少動植物種の鳥類（表－5）に限り簡易検査を実施し、その他の野鳥については、検査対象種であっても簡易検査は省略する。
- ◆ なお、検査対象種の簡易検査を実施しない場合においても、地域振興局は、当該検査対象種を回収し、簡易検査実施機関へ送付する。

<対応レベルについて>

- ◆ 対応レベル1：発生のない時（通常時）
- ◆ 対応レベル2：国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
- ◆ 対応レベル3：国内単一箇所発生から28日間以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

ただし、近隣国における発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもある。

なお、感染の確認（発生）とは、遺伝子検査あるいはウイルス分離検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合とする。

3 野鳥監視重点区域の指定と監視強化

さらに、以下のいずれかの段階で、発生地周辺（野鳥の死亡個体や衰弱個体、野生の哺乳類の死亡個体や衰弱個体（死亡野鳥等）が回収された場所、糞便等の環境試料が採取された場所、又は飼養鳥や飼養哺乳類、家きんの死亡個体や衰弱個体が回収された場所から半径10 km以内）を環境省が野鳥監視重点区域に指定するため、監視を強化する。

- ① 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：
死亡野鳥等調査を通して野鳥、飼養鳥及び哺乳類並びに大学・研究機関等の調査の結果、環境試料（糞便、水等）から高病原性のH5亜型又はH7亜型のインフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合
- ② 国内で野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：
 - ・死亡野鳥等調査を通して野鳥、飼養鳥及び哺乳類において、簡易検査が陽性又はA型インフルエンザウイルス共通の遺伝子であるM遺伝子（以下「A型 インフルエンザウイルスM遺伝子」と記載。）が確認された場合
 - ・家きんにおいて、疑似患者が確認された場合

また、家きんで発生した場合は、野鳥の監視のために発生農場や発生飼養施設に立ち入るかは、防疫作業を実施する家畜保健衛生所等の指示に従う。

4 死亡野鳥等調査の対象種

死亡野鳥等調査の対象種は表-4（本マニュアルp. 5）を基本とする。継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、検査の効率化を図っても差し支えない。発生地周囲では、野鳥の生息状況等を踏まえ、必要に応じて検査優先種以外のその他の種の調査についても実施を検討する。

また、県は、環境省の通知を参考とし、対象種の追加や削除、検査の優先順位の決定等、効率的な実施に努めるものとする（環境省マニュアルp. 30 II. 3. 4参照）。

5 対応レベルの引き下げ及び野鳥監視重点区域の解除

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む。）が検出された場合、最後の感染確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に対応レベルを引き下げる。また、同様に野鳥監視重点区域についても、以下を1日目として28日目の24時に解除する。なお、複数発生で野鳥監視重点区域内において別事例の発生が確認された場合は、原則として区域内で発生した最後の事例の野鳥監視重点区域が解除されるときに同時に解除することとする(図-1(本マニュアルp. 7))。

＊野鳥、飼養鳥及び哺乳類の場合は回収日の次の日

＊家きんの場合は防疫措置完了日の次の日

＊環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の次の日

なお、5月以降も発生が継続している地域（発生都道府県及び陸地で隣接する都道府県）がある場合は、当該地域のみ対応レベル2又は3を継続し、その他の地域は対応レベル1に引き下げる。

表－1 発生状況に応じた対応レベル

発生状況 \ 対象地	全国	発生地周辺(発生地から半径10km以内)
通常時	対応レベル1	—
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	
近隣国発生時等	対応レベル2または3	必要に応じて野鳥監視重点区域を指定

表－2 対応レベルによる実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査(死亡野鳥調査)			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル1	情報収集 監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視 重点区域	監視強化 状況調査 緊急調査	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

- 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡の原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- 重度の神経症状を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には、鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、検査の効率化を図っても差し支えない。
- 国内希少野生動植物種（表5）については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り1羽から検査を実施する。

表－3 早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集 監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

※早期警戒期間は毎年9月から10月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

表－4 検査優先種の区分

(11目14科)

検査優先種 1 (19種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度以降の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種。
**重度の神経症状が観察された野鳥全般		

検査優先種 2 (8種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等（検査優先種1、2以外全種） カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等（検査優先種1、2以外全種） コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ ツル目ツル科 タンチョウ等（検査優先種1以外全種） ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等（検査優先種1以外全種） タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等（検査優先種1、2以外全種） フクロウ目フクロウ科 コミミズク等（検査優先種2以外全種） ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等（検査優先種1以外全種） スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
その他の種		
<p>上記以外の鳥種すべて。</p> <p>猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。</p> <p>野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。</p>		
<p>* 外来種。</p> <p>** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（環境省マニュアルp.113図IV-4参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。</p>		

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※表-5に示す国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り1羽から検査を実施する。

表-5 国内希少野生動植物種の鳥類 (45 種)

カモ目カモ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	カツオドリ目ウ科
<u>シジュウカラガン(1)</u>	<u>ハヤブサ(1)</u>	チシマウガラス
チドリ目ウミスズメ科	キジ目キジ科	ペリカン目サギ科
エトピリカ	ライチョウ	オオヨシゴイ
ウミガラス	ツル目ツル科	キツツキ目キツツキ科
チドリ目シギ科	<u>タンチョウ(3)</u>	オーストンオオアカゲラ
ヘラシギ	スズメ目ホオジロ科	ミュビゲラ
アマミヤマシギ	シマアオジ	ノグチゲラ
カラフトアオアシシギ	ツル目クイナ科	ミズナギドリ目アホウドリ科
コウノトリ目コウノトリ科	シマクイナ	アホウドリ
<u>コウノトリ(3)</u>	ヤンバルクイナ	ウミツバメ科
ペリカン目トキ科	スズメ目アトリ科	クロコシジロウミツバメ
トキ	オガサワラカワラヒワ	ミズナギドリ目ミズナギドリ
<u>クロツラヘラサギ(3)</u>	スズメ目ミツスイ科	科
ハト目ハト科	ハハジマメグロ	オガサワラヒメミズナギド
キンバト	スズメ目モズ科	リ
アカガシラカラスバト	アカモズ	セグロミズナギドリ
ヨナグニカラスバト	スズメ目ヒタキ科	フクロウ目フクロウ科
タカ目タカ科	オオセッカ	<u>ワシミミズク(3)</u>
<u>イヌワシ(3)</u>	アカヒゲ	<u>シマフクロウ(3)</u>
<u>オガサワラノスリ(3)</u>	ホントウアカヒゲ	
<u>チュウヒ(3)</u>	アカコッコ	
<u>オジロワシ(1)</u>	オオトラツグミ	
<u>オオワシ(2)</u>	スズメ目ヤイロチョウ科	
<u>クマタカ(2)</u>	ヤイロチョウ	
<u>カンムリワシ(3)</u>		

(参考) 環境省ホームページ

国内希少野生動植物種一覧 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

下線は検査優先種、カッコ内は検査優先種のレベル

臨床症状：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎

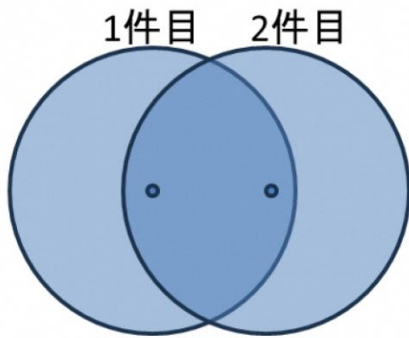


実験感染したホシハジロの症状



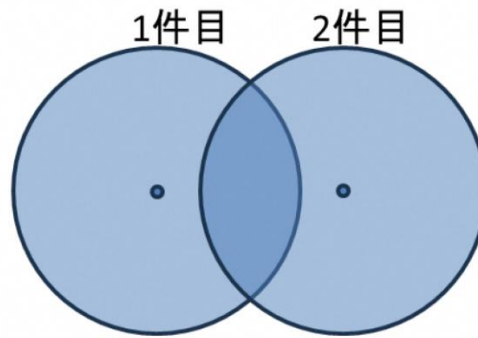
青海湖のインドガンの症状

【ケース1】



期間延長。
2件目の重点監視区域の解除に合わせて解除。

【ケース2】



それぞれ、死亡野鳥等を回収して28日後に解除

図-1 野鳥監視重点区域の解除タイミング模式図

V 死亡野鳥等調査の流れ

住民から、死亡野鳥等の情報が寄せられた場合、地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課は、市町村や警察と連携し、発生状況に応じた対応レベル等に基づき検査の必要性を判断し、必要に応じて簡易検査等の対応を行う。

検査について速報の重要性から、早期警戒期間（9～10月）は、検査対象種については簡易検査を実施する。早期警戒期間以外の期間は、国内希少野生動植物種については簡易検査を実施し、その他の野鳥については、検査対象種であっても、回収及び簡易検査機関におけるスワブの採取は実施するが、簡易検査は省略する。

○試料送付先

◆ 死亡野鳥等の遺伝子検査：環境省の指示する機関

<参考>

◆ ウイルス分離検査が必要となった場合：以下のいずれかの機関で実施。

①（国研）農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 研究推進部 研究推進室
〒305-0856 茨城県つくば市観音台3-1-5
TEL：029-838-7707
FAX：029-838-7907

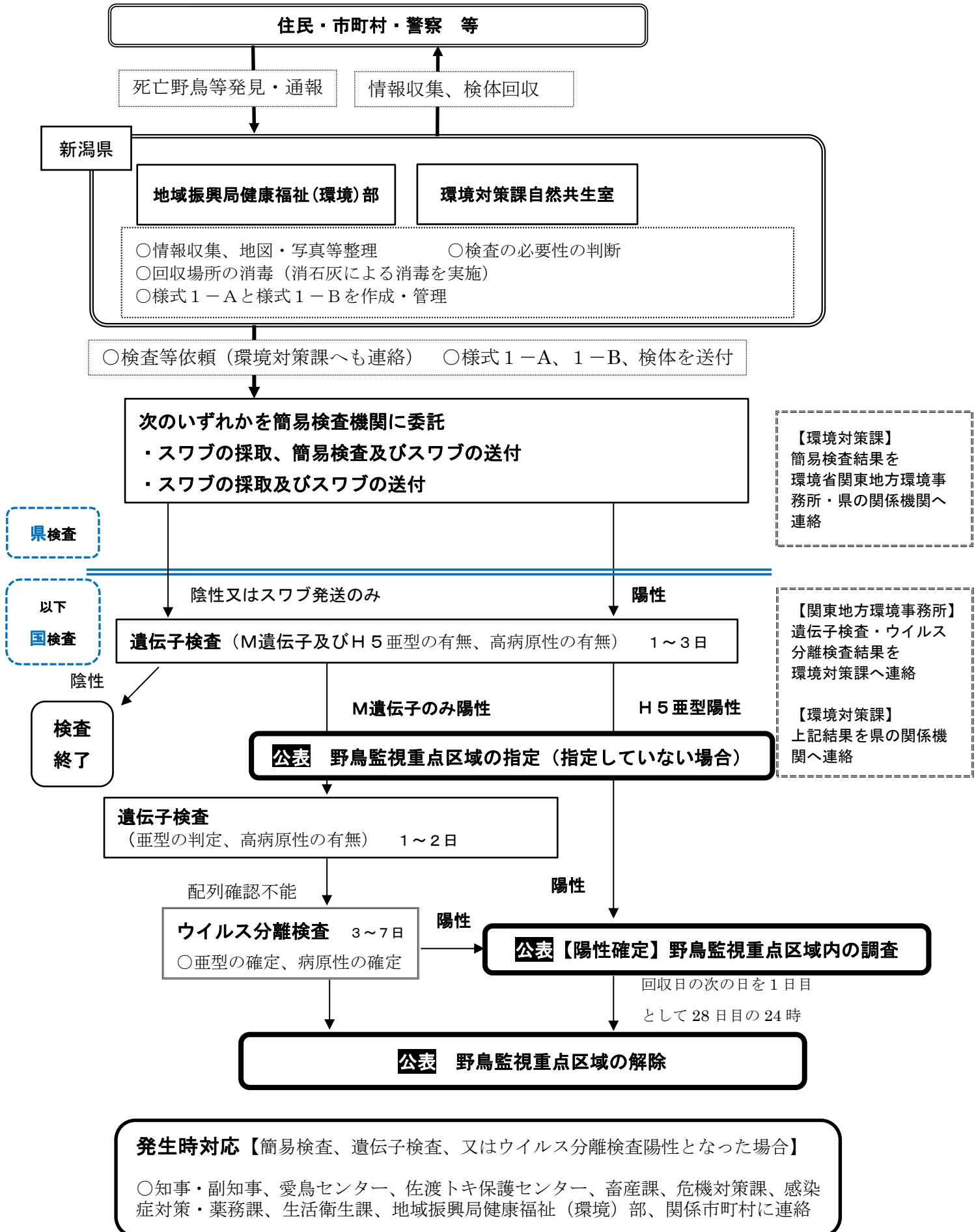
②北海道大学大学院獣医学研究院 微生物学教室
〒060-0818 北海道札幌市北区北18条西9丁目
TEL：011-706-5207または5208
FAX：011-706-5273

③鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター 検査部
〒680-8553 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地
TEL/FAX：0857-31-5437

④鹿児島大学 共同獣医学部 病態予防獣医学講座
〒890-0065 鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24
TEL/FAX: 099-285-3651

⑤京都産業大学 感染症分子研究センター
〒603-8555 京都府京都市北区上賀茂本山 16号館地下1階
TEL/FAX: 075-705-2977

図一 業務フロー図



VI 死亡野鳥情報等の通報への対応

1 現場の状況等の確認

(1) 電話等による通報の場合

「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」に従い、必要事項を記録するとともに、できるだけ発見時前後の状況や現場周辺での施設等の状況、死体の状況等、詳細に確認する。電話での情報で確認又は判断できない場合は現地調査を行う。

表-1「対応レベル」、表-2「対応レベルによる実施内容」、表-3「検査優先種の区分」により調査の要否を判断し、調査が不要な場合は3(2)により、調査が必要な場合は3(3)により、処理を進める。

なお、以下の場合については検査を行わない。

- ・ 衝突死、交通事故等高病原性鳥インフルエンザ以外の死因が明確な場合
- ・ 腐敗、乾燥等死後数日が経過している場合
- ・ 死体の損傷が著しい場合（スワブ等の採取ができない場合）

(2) 一般住民等から死体が持ち込まれた場合

一般住民等から死体が持ち込まれた場合は、回収状況と接触した人について聞き取りを行い、陽性判定が出た場合に備え、「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」を記録する。その場で搬入者に手の洗浄、消毒を行わせるとともに、状況により、靴や車両のタイヤの消毒等も実施する。受け入れ側においても個体の取扱い、消毒等の注意事項を徹底する。

(3) 傷病鳥獣としての衰弱個体の通報・搬入等の対応

傷病鳥獣として衰弱個体について通報や搬入があった場合は、個体の回収時の状況の聞き取り、症状・全身状態を注意して観察のうえ、愛鳥センター及び環境対策課と協議を行い、対応を決める。

愛鳥センターは、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」により対応する。

(4) 住民からの通報に市町村・警察が対応した場合

市町村・警察から地域振興局健康福祉（環境）部又は環境対策課（以下、「県環境部局」という）へ連絡があった場合、詳細を聞き取り、「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」により情報の共有を図るとともに、本マニュアルに基づく対応を依頼する。

また、死亡個体の情報や安全な保管等を相互に確認した後、県環境部局が死亡個体を引き継ぐ場合は、連携して対応する。

2 死亡個体の回収と回収地点の消毒等

(1) 死亡野鳥等の回収

- ・ 異常と判断した死亡個体等は、死亡野鳥等調査個票（様式1-B）を作成し、検査を実施するため及び感染を拡散しないために回収する。
- ・ 回収にあたっては、死亡個体が高病原性鳥インフルエンザウイルス感染により死亡したという想定で実施し、作業員への感染、あるいは環境中へのウイルス拡散を起こさないように十分に注意する。
- ・ 必ずゴムやビニール製の水を通さない手袋を装着するとともに、マスク、ゴーグル、長靴等を着用する。
- ・ 作業終了後は、手袋、マスク、ゴーグルは念のため密閉して、適切に処分し、長靴は靴底等に付着した土をブラシ等でよく落として消毒し（環境省マニュアルp.64 参考8参照）、着替えをする。
- ・ 応急的に回収する場合は、鳥の死亡個体が十分に入る大きさのビニール袋を裏返してつかみ、袋をかぶせる。

- 回収した死亡個体は厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、そのビニール袋表面を70%アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉する。それをバケツやプラスチックのコンテナなど(感染性廃棄物容器がある場合はこれを用いる)に入れ、なるべく他のものとは別にして、車等を使って、回収後24時間以内にできる限り冷蔵(4℃)により簡易検査委託機関に移送または送付する。回収地を離れる時に車のタイヤを消毒する。
- 回収作業中は、鳥インフルエンザウイルスは鳥の体表や羽に付着している可能性があること、鳥インフルエンザウイルスが、鼻や口、目の粘膜から人に感染する可能性があることに常に注意を払う。
- 死亡個体の輸送に用いた容器類は、使用后、消毒し、よく洗う。ビニール袋等は焼却処分が望ましい。車両の内部も消毒する。

(2) 回収地点の消毒

- 死亡個体等を回収した時点で、明らかに他の原因による死亡である場合を除き、次項以下に従い消毒するが、原則として回収地点の周囲の地面(目安は半径1m)を消石灰で消毒する。消毒範囲は、地形等を考慮して決定する。(土地所有者の了解が必要な場合は了解を得ること。)
- 回収時に消毒が不可能であった場合でも、簡易検査の結果がA型インフルエンザウイルス陽性であった場合には、回収地点の消毒をその日の内に速やかに実施する。
- 消毒は基本的に陸域のみとし、生物が生息する水域は避ける。
- 使用する消毒薬は対象物によって異なる。アスファルトの道路等の場合はサラシ粉やその他、物品の消毒に用いる消毒薬を散布しても良い(消毒薬については環境省マニュアルp. 64 参考8参照)。

参考 消石灰の使い方

- ◆ 消石灰は有機物の存在下でも消毒効果があるため、汚水溝、湿潤な土地などの消毒に用いられる。ウイルスの拡散防止の他、野生動物等の侵入防止の目的でも用いられる。
- ◆ 消石灰は強アルカリ性で、鳥インフルエンザウイルスにはpH13程度の強いアルカリ性の状態で30分間作用させると消毒効果があるとされている。消石灰は放置すれば空気中の二酸化炭素を吸収してアルカリ性は下がるが、強アルカリ性が保たれなければ効果は持続しない。このため予防的に長期使用する場合は、定期的な散布が必要である。
- ◆ 土壌表面の消毒の場合、 $0.5\sim 1\text{kg}/\text{m}^2$ を目安（ $20\sim 40\text{m}^2$ 当たり消石灰1袋20kg）に、ホウキ等で均一に広げ、地面の表面がムラなく白くなる程度とする。なお、農業で土壌改良に使う量は $100\text{g}/\text{m}^2$ 以下であり、農地等での散布では作物への影響に注意する。
- ◆ 消石灰の散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用することが推奨されている。

参考 消毒方法と消毒薬について

鳥インフルエンザウイルスは表面がエンベロープと呼ばれる壊れやすい膜で覆われているため、エタノールの他、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん、アルカリ液、ホルムアルデヒド液など、動物用医薬品として畜産用に市販されている多くの消毒薬が有効であるが、説明書でインフルエンザウイルスに対して効果があるとされているものを使用すること。また、ウイルスの感染性は70℃以上、1秒の加熱で失われる。

消毒薬は土壌・糞便等による汚れや低温によって効果が低下する。また寒冷地では、不凍液を混合することもある。一方、強力な消毒薬は人を含む生物に有害な場合もある。消毒する対象（土、畜舎、物品、車両、靴底、手指、など）によって、それぞれに適した消毒薬があり、目的に合わせて消毒薬を選択する必要がある。消毒薬はいずれも説明書を良く読んで、正しく希釈しなければならない。

家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、その飼養施設等を以下のように家畜伝染病予防法施行規則別表第四のウイルス（エンベロープを有するもの）に従って消毒することとされている。

消毒設備	消毒薬（いずれかを用いる）
踏込消毒槽等で、身体を消毒するためのもの	<ul style="list-style-type: none">● 消石灰液（10%）● 両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
消毒薬噴霧装置で、身体を消毒するためのもの	<ul style="list-style-type: none">● アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）● 逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
消毒薬噴霧装置で、車両を消毒するためのもの	<ul style="list-style-type: none">● ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）● 逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）● 炭酸ナトリウム溶液（4%）● 水酸化ナトリウム溶液（2%）

消毒対象と消毒薬の選択には、家畜で感染症の予防又は発生時に使われる消毒薬を指定した家畜伝染病予防法施行規則の別表第三も参考になる。

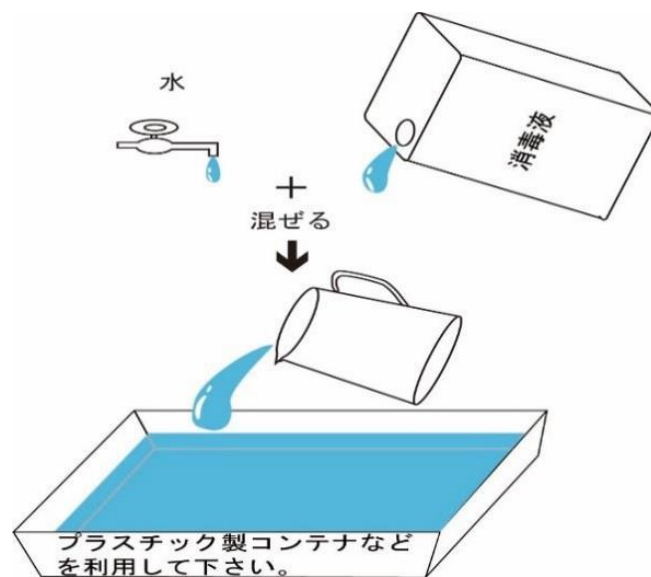
消毒薬の使い方については「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項（平成30年4月2日付け29消安第6824号農林水産省消費・安全局長通知、令和7年3月7日一部改正）」

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/index-509.pdf) に詳細な説明がある。寒冷条件下でインフルエンザウイルスに対して次亜塩素酸系消毒薬又はオルソ剤、消石灰粉が有効であるが、融雪剤と塩素系消毒薬の組み合わせ、プロピレングリコールと次亜塩素酸系消毒薬の混合も有効であることも示されている（詳細は同通知 p.27 参照）。

参考 消毒方法と消毒薬について（続き）

以下、消毒薬の選択、使用法の例を示す。

- ◆ 土の消毒：消石灰の散布等が適している。
- ◆ 靴底の消毒（持ち運び用）：スプレー容器に塩素系製剤等を入れて、必要に応じて吹きかける。上から吹きかけるのみでなく、靴底の土を落とし、溝にも十分吹きかけるように留意する。
- ◆ 靴底の消毒（施設の入出口など）：踏込消毒槽（参考図1）を設置し、出入りの際に必ず通り、靴底を消毒する。なるべく長靴を着用し、消毒液を深めにして確実に消毒するようにする。消毒液は畜舎や鶏舎の消毒に用いられるハロゲン塩素剤等が適している。ただし、泥や有機物が多くなると消毒効力が低下するため、1日1回以上、汚れの状況に応じて交換する必要がある。
- ◆ 車両（タイヤ）の消毒：消毒用噴霧器を用いてハロゲン塩素剤等を吹き付ける。
- ◆ 手指の消毒：消毒用アルコールで拭いたり、吹き付けたりする。指の間も含め、こするようにして行きわたらせる。
- ◆ 物品の消毒：逆性石けん製剤や塩素系製剤（腐食性に注意）等かける、又は浸す。



参考図1 踏込消毒槽の作り方

(3) 死亡個体の保管と廃棄

- 回収した死亡個体は、鳥インフルエンザの病態解明やその他の検査に利用できる可能性があるため、可能な限り、回収後1週間程度保存することが望ましい。その際には、厚手のビニール袋を二重にした中に入れて口を縛り、そのビニール袋表面を70%アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉して感染が広がらないように配慮し、感染の疑いの

ある死亡個体であることを明示する。保管は、ウイルス活性の維持のため、冷蔵（4℃、冷凍厳禁）が望ましい。遺伝子検査陰性で死因究明のため病理組織学的検査を予定する場合は、冷蔵保存が望ましい。死亡個体は、遺伝子検査等の結果が出た後に廃棄するか、研究等に活用する場合は、環境省や検査機関と調整を行い、死亡個体の移送、凍結保存等を行う。

- 死亡個体の廃棄は、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が陰性の場合でも、他の病原体が含まれている可能性もあるため、検査実施の有無や検査結果に関わらず、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ口を縛り、そのビニール袋表面を70%アルコールで消毒した上で、さらにビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉し、市町村の指示に従い、適切に処理する。念のために保管していた冷蔵庫等の消毒を行う。

3 調査実施の判断

(1) 種の特特定と調査の要否判断

聞き取りの結果を基に種の特特定を行う。表－1「発生状況に応じた対応レベル」、表－2「対応レベルの実施内容」、表－4「検査優先種の区分」により、死亡野鳥等調査が必要か判断する。なお、早期警戒期間中は、表－3「早期警戒期間中の調査実施内容」により死亡野鳥等調査が必要か判断する。

(2) 調査の必要がない場合

- ① 調査の必要がないと判断される場合は、「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」を作成後、通報者（又は施設管理者等）等に処理を依頼する。（あくまで野生鳥獣の死体については、無主物であり回収の義務は発生しない。従来どおり、死体には念のため直接接触れないように注意喚起し、適正な方法による処理を依頼する。（平成16年3月9日付け「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」を参照。）
- ② その後、継続的な死亡や、周辺地での大量死等、異常が見られた場合は再度連絡するよう依頼するとともに、鳥インフルエンザウイルスは野鳥観察等の通常の接し方ではヒトに感染しないと考えられていることを説明し、冷静な対応をするよう指導する。（環境省マニュアルp.29「野鳥との接し方について」を参照。）

(3) 調査が必要な場合

調査が必要な場合は、次の手順で実施する。

- ① 現地確認し、「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（1－A）」に、必要事項を記載するとともに、必要に応じて現場の写真（全体の状況及び個体の状況が確認できるもの）を撮影し、記録する。
- ② 簡易検査委託機関に連絡し簡易検査の実施等（※）を依頼する。また、環境対策課へ簡易検査等の実施を連絡する。
※早期警戒期間であれば簡易検査を実施し、それ以外の期間の場合は、国内希少野生動植物については簡易検査を実施するが、その他の野鳥については簡易検査を省略する。
- ③ 現地で死亡個体を収容し、「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1－A）」と一緒に簡易検査委託機関に持参又はクール便（冷蔵）で搬入する。
- ④ 地域振興局健康福祉（環境）部は、死亡野鳥を検査機関へ搬入する前に「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1－A）」を環境対策課にメールで送付する。

- ⑤ 同一場所で 10 羽以上が死亡しているなど異常性が高い場合は、必要により、市町村に現地同行を要請する。
- ⑥ 現地では、マスク、手袋、長靴を着用し、帰庁時には手洗い、うがい等を行うとともに、長靴等に糞尿等が付着した場合は、現地で靴底をアルコール等により消毒するとともに、帰庁後、よく洗い流すこと。
- ⑦ 応急的に死亡個体等を回収する場合は、死亡個体が十分に入る大きさのビニール袋を裏返してつかみ、袋をかぶせる。
- ⑧ 回収した死亡個体は、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、ビニール袋表面をアルコールで消毒した上で更にビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉する。それをバケツ等に入れなるべく他のものとは別にして搬送する。
- ⑨ 死亡個体等の搬送に使用した器具は、使用后、消毒し、よく洗い流す。廃棄する場合は、感染性廃棄物として適正に処理する。ビニール袋等は焼却処分する。

4 検査試料の採取及び簡易検査の実施

- 簡易検査委託機関は検査を依頼された検体から検査試料（スワブ）を採取し、必要があれば簡易検査を実施する。
- 検査は、環境省マニュアル p. 71 に従い実施する。
- 簡易検査委託機関及び検査の詳細については、年度当初に環境対策課が地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。

（検体番号について）

検体番号＝都道府県番号(2桁)＋検査実施月＋検査機関記号*＋検査試料番号

（新潟県 15）＋（月 2桁）＋（下記記載）＋（採取順 3桁）

例：新潟県の佐渡島外で1月に検査した2個体目の場合

15 01 B 002

※ 佐渡島内：A 佐渡島外：B

- 簡易検査委託機関は、各地域機関から送付された様式1-Aを統合し、管理する。
また、簡易検査委託機関は毎日最新の様式1-Aを環境対策課と情報共有する。

5 簡易検査の結果

（1）検査結果が陽性の場合

- ① 検査を実施した簡易検査委託機関は、直ちに検査を依頼した地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課へ連絡する。
- ② 環境対策課は、直ちに農林水産部畜産課と連絡を取り合うとともに、防災局危機対策課、福祉保健部感染症対策・薬務課、生活衛生課及び環境省に連絡をし、併せて知事・副知事へ報告を行う。また、愛鳥センター、佐渡トキ保護センター、関係市町村に連絡する。
- ③ 検査を実施した簡易検査委託機関は、環境省が指定する遺伝子検査機関に「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」と一緒にスワブを送付する。スワブの送付にあたっては、1個体の2種類のスワブのうち、1種類のみから陽性が出た場合も、気管、クロアカの両方のスワブを送付する。なお、同時期に同地域で回収された個体から採取されたスワブがあれば、簡易検査の結果が陰性であっても、区別がつくように明示して、陽性反応が出たスワブとあわせて送付する。

- ④ スwab送付先の遺伝子検査機関については、環境対策課が環境省に確認のうえ、簡易検査委託機関に連絡する。

(2) 検査結果が陰性の場合

- ① 検査を実施した簡易検査委託機関は、直ちに検査を依頼した地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課に結果を連絡する。連絡を受けた地域振興局健康福祉（環境）部は、「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」により環境対策課に報告するとともに、関係市町村へ連絡する（環境対策課は新潟市へ連絡する）。
- ② 簡易検査の結果、陰性と判定された場合、簡易検査委託機関は、環境省が指定する遺伝子検査機関へ「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」と一緒にSwabを送付する。この場合、Swabを密栓して冷蔵（4℃）で保管し、1週間以内に送付する。
- ③ Swabの送付は、輸送中に破損しないよう国連規格容器又はこれに準ずる容器を用い、適切な方法で行う。試料は原則として冷蔵（4℃）で送付する必要があるため、ゆうパックのチルド便等を利用する。（環境省マニュアル p. 75 を参照。）
- ④ 簡易検査委託機関から遺伝子検査機関にSwabを送付する際には、「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」をSwabの外箱に同梱するほか、写しの1部を保管し、1部を環境対策課にメールで送付する。
- ⑤ 環境対策課は、受領した「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」を関東地方環境事務所へメールで送付する。
- ⑥ Swabの送付に利用した国連規格容器等は後日、送付元に検査機関から返送されて来るので受領し再利用する。
- ⑦ 地域振興局健康福祉（環境）部及び環境対策課は、「死亡野鳥等調査個票（様式1-B）」及び「死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）」を整理保管し、遺伝子検査及びウイルス分離検査結果を追記する。また、管内凶等に死体発見場所、日付及び種別等を記載してモニタリングする。おおむね3日間程度を基準とし、期間的な集中、地域的な集中等が見られる場合は、地域振興局健康福祉（環境）部と環境対策課で対応を協議する。

6 試料及び死亡個体の保管及び廃棄

- 採取したSwabは、他と区別して適切に管理し保管できる場合は、予備の試料として保管する。
- Swabを採取したもののすぐに検査できない場合や遺伝子検査機関に送付後に予備として保管する試料などは、原則、冷蔵（4℃）して保管する。
- 試料採取後の死亡個体について、遺伝子検査において陰性の個体は簡易検査委託機関で適切に処理するものとし、陽性の個体は感染性廃棄物として処理する。

Ⅶ 鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の対応

1 簡易検査又は遺伝子検査（M遺伝子の確認）の結果が陽性の場合

- 簡易検査の結果が陽性の場合、環境対策課は、VI 5 (1) ②に従い迅速に各連絡先に連絡する。
- 遺伝子検査（M遺伝子の確認）の結果が陽性の場合、環境対策課は、VI 5 (1) ②に従い迅速に各連絡先に連絡するとともに、地域振興局健康福祉（環境）部等に連絡する。
- 環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」と「死亡野鳥等調査一覧（様式1－A）」で発生地等を確認し、検査結果等を追記する。
- 地域振興局健康福祉（環境）部は、遺伝子検査（亜型の判定、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果が出るまで、死亡個体があった場所の周辺を中心に、野生鳥獣に異常がないか注視する。また、回収時に一度消毒を行っていない場合は消毒を行う。
- 環境対策課は、県内の野生鳥獣の異常等についての情報を収集する。
- 環境対策課は、原則として環境省と同時に公表することとし、休日の公表については、状況に応じて環境省と協議する。
- ただし簡易検査陽性あるいは遺伝子検査（M遺伝子の確認）陽性の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定の段階であり遺伝子検査（亜型の判定、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果、陰性となる場合もあり得ることを明記する。

〈陰性の場合〉

- 検査機関（遺伝子検査の場合は環境省）から情報を受けた環境対策課は、地域機関を通じ関係市町村へ情報提供を行う。

2 遺伝子検査（H5/H7 亜型の有無、病原性の確認）又はウイルス分離検査の結果が陽性だった場合

- 環境対策課は、検査機関（又は環境省）から連絡を受け次第、VI 5 (1) ②に従い迅速に各連絡先に連絡するとともに、地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。
- 環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は「死亡野鳥等調査個票（様式1－B）」と「死亡野鳥等調査一覧（様式1－A）」で発生地等を確認し、検査結果等を追記する。
- 環境対策課は、原則として環境省と同時に公表する。また、関係機関と調整のうえ、速やかに周辺住民に情報提供し、注意喚起する。
- 環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は野生鳥獣の異常等について、巡視等により積極的に情報収集を行う。収集した情報については、県関係部局及び環境省に提供し、情報の共有化を図る。
- 環境対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部は、環境省が実施する野鳥捕獲調査、緊急調査及び追加の糞便採取調査等に協力する。また、保健所等が実施する接触者調査等関係部局が実施する調査等に協力する。

〈陰性の場合〉

- 環境対策課は、VI 5 (1) ②に従い農林水産部畜産課、防災局危機対策課、福祉保健部感染症対策・薬務課、生活衛生課及び地域振興局健康福祉（環境）部に連絡する。
- 環境対策課は、原則として環境省と同時に公表する。

3 発生地の調査等の対応

(1) 野鳥監視重点区域の指定

環境省は以下の場合に、野鳥や野生の哺乳類の死亡個体や衰弱個体が回収された場所、糞便等の環境試料が採取された場所、又は飼養鳥や飼養哺乳類、家さんの死亡個体や衰弱個体が回収された場所を中心とする半径10km以内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化する。ただし、沿岸10km以上離れた海洋で回収された死亡野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの存在が見込まれた場合については、海洋における死亡野鳥等の分散等を考慮し、野鳥監視重点区域は指定しない。

- ・国内で野鳥及び野生の哺乳類（食肉目等）における高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：死亡野鳥等調査において、簡易検査が陽性となった場合又はA型インフルエンザウイルスM遺伝子が確認された場合
- ・国内で野鳥及び野生の哺乳類（食肉目等）における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：死亡野鳥等調査、あるいは大学・研究機関等の調査で採取した環境試料（糞便、水等）等の検査において、高病原性のH5亜型又はH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合
- ・飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：調査において簡易検査が陽性となった場合又はA型インフルエンザウイルスM遺伝子が確認された場合（発生地を中心として半径10kmを指定）
- ・飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：調査において高病原性のH5亜型又はH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合（発生地を中心として半径10kmを指定）
- ・家きんで高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：疑似患畜が確認された場合（発生地を中心として半径10kmを指定）

なお、近隣国で発生があり、そこから我が国に渡り鳥が飛来する可能性が考えられ、かつ我が国への渡来先が限定的な場合にも、必要に応じて同様に野鳥監視重点区域を指定する。

(2) 公表

環境省は、国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生等の情報（簡易検査あるいは遺伝子検査段階において陽性の場合も含む）を確認した場合は、発生日点の情報（原則として、市町村名までとする。ただし、公園等の利用者や地域住民に対して適切な情報発信や注意喚起をすべき場合等、環境対策課が必要と判断した場合は、この限りではない。）、陽性となった野鳥の情報、野鳥監視重点区域の指定状況、大量死等の異常等について、全国の情報を取りまとめて公表する。公表については、環境対策課と環境省が調整の上、原則として同時に行う。

公表方法は、次に掲げる特に注意すべき事例については報道発表することとし、それ以外の緊急性が高くない案件については、環境省等のホームページに掲載する等、環境省と環境対策課でその取り扱いを調整する。

- ・野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合
 - ・動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合
 - ・野鳥監視重点区域解除により対応レベルに変更がある場合
- 簡易検査あるいは遺伝子検査（M遺伝子の確認）が陽性の段階で公表する場

合は、病原性の高低が未確定であり、遺伝子検査（H5/H7亜型の有無、病原性の確認）又はウイルス分離検査において陰性となる場合もあることを明記する。

なお、過去には報道関係者によって感染が拡大したと疑われる事例もあることから、取材のための現地への立入は自粛を要請する。現地報道機関より監視や調査映像等の写真を要望された場合には、環境対策課から提供することを基本とする。

（３）公表後の周辺住民への対応

高病原性鳥インフルエンザと確定され、（２）の公表があった後に、県環境部局は、市町村を通じて速やかに周辺住民に情報提供を行い注意喚起する。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、自宅や学校などに飛来する野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しているのではないか、野鳥との接し方をどのようにすればよいのか等、地域住民は様々な不安を抱くことが想定される。

無用な混乱を防ぐため、環境部局は、家畜衛生部局や、保健衛生部局等と協力して臨時相談窓口などを設置し、住民の相談に対応する。

本疾患は本来鳥の疾患であり、人への感染はまれであることや野鳥との接し方など、基本的な知識を迅速かつ適切に提供する必要がある。これらについては、死亡野鳥の取り扱い方法を含め、環境部局は日頃からホームページなどを通して普及に努める。

また、発生状況や対策の実施状況、次項で述べる調査の実施状況、結果などについても、ホームページなどを活用し、広く情報提供する。

（４）異常の監視（環境省マニュアルp. 30～）

県（国指定鳥獣保護区の場合は地方環境事務所等）は、管内の野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化し、巡視及び聞き取りを行い、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収・処理に努める。発生地周辺での鳥類、特に検査優先種の生息状況等を把握することで、重点的に監視すべき地点の把握等、野鳥の監視を強化する。死亡個体等を発見した場合は死亡野鳥等調査を実施する。

発生地付近に海鳥が集まる場所（集団繁殖地、集団ねぐら等）がある場合は、感染対策に十分に注意し、調査者の安全及び感染拡大防止対策が十分に確保できる場合には、当該場所の異常の監視等の状況把握に努める。集団繁殖地等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合は、地方環境事務所等（地方環境事務所等が自然環境局鳥獣保護管理室に連絡）及び当該集団繁殖地等の保全等に関係する機関に連絡する。鳥獣保護管理室からの指示に応じて、当該地への地形的なアクセスの困難さや天候、準備可能な装備等も踏まえ、調査者等の安全面等を第一として、当該集団繁殖地等の死亡野鳥等の回収を行うか等の判断を行う。

海外では野生のイタチ科の動物やイエネコ等が感染、死亡したことが報告され、令和４年度には、国内のキツネ及びタヌキでの感染事例が確認されていることもあり、

哺乳類についても、野鳥の死亡個体が頻繁に確認されている地域においては特に異常がないか監視する。なお、哺乳類において検査を行う場合は、環境省（地方環境事務所等又は自然環境局鳥獣保護管理室）と協議の上、研究機関・専門家より指示・助言を仰ぎ、十分な感染対策を講じる（環境省マニュアルp.89 哺乳類の検査について 参照）。

日常的に発生地周辺の野鳥の生息状況を把握していない場合や通常と異なる

状況の場合には、速やかに鳥類生息状況等調査等を実施し、どのような鳥種が生息しているかなどを確認する（環境省マニュアルp.48参照）。

〈死亡個体の回収と処分ーウイルスの封じ込め〉

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたら、その対応の基本はウイルスの封じ込めである。すなわち、感染して死亡したと疑われる個体を回収、密封して処分し、接触のあった場所や機材を消毒する。
- 死亡が続発するなどの理由で検査を実施しない場合でも、疑いのある死亡個体は可能な限り回収して確実に処分する必要がある。その際、作業者が感染したり、ウイルスを他へ拡散させたりしないよう、十分に注意する。
- 疑いのある場合には死亡個体を回収する時点から封じ込めを意識し、ウイルスを拡散させないように、ビニール袋に密封し、袋の上から消毒薬を散布するなどの作業を丁寧に実施する必要がある（環境省マニュアルp.60死亡野鳥等の回収参照）。
- 死亡個体の処分は焼却を基本とする。確実に最後まで焼却するようにし、焼却までの間に包装が破損して露出しないよう十分注意する。やむを得ない場合には、十分に注意して埋却する（環境省マニュアルp.65死亡個体の保管と廃棄参照）。

〈注意事項〉

発生地周辺で調査を実施するにあたっては、調査員がウイルスを運んで感染を拡大させることがないように、発生地（野鳥の場合は死亡個体等回収地点から半径5m程度）を出入りする場合には靴底及び車両（タイヤ）を消毒する。家きん及び飼養鳥での発生の場合は、発生地周辺の調査では家畜保健衛生所等の指示に従い、必要に応じて消毒ポイントで車両消毒を行うなど、感染を拡大しないように留意し、発生農場や発生飼養施設には原則入らないこととする。

(5) 死亡野鳥等調査（環境省マニュアルp.56～）

野鳥監視重点区域での死亡野鳥等調査は表－2「対応レベルによる実施内容」及び表－4「検査優先種の区分」により実施する。また、感染確認鳥類の近くで死亡していた、発生地周辺で死亡していた、近隣国で同種の感染が多数確認されていて飛来の可能性があるなど、感染が疑われる状況があった場合には、種や個体数にかかわらず、早期警戒期間中であれば簡易検査、それ以外の期間であれば検体の回収及び簡易検査機関によるスワブの採取・送付を実施する（環境省マニュアルp.9表I-2及びp.10表I-4参照）。感染が疑われる状況ではない場合は、野鳥重点区域内においても、検査対象種のみ簡易検査等を実施する。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を確認した地域では、簡易検査の実施において、使い捨て防護服の着用や、死亡個体への直接接触の防止、消毒等の作業ができる場所の確保等の準備・注意が必要である。

〈継続発生時の検査〉

同一地域での発生が続発している場合は、未発生地域の検査を優先し、検査の効率化を図る目的から、検査機関や地域の実情を踏まえ、環境対策課が個別に環境省と調整を行った上で対処する。例えば、原則として最初の10羽の確定以降は、継続している種については回収した5個体のうち1個体を検査する。あるいは、簡易検査の陽性率が100%に近い場合や、個体数が多く、個体群の存続に影響を与えない程度の継続事例等の場合には、状況に応じてさらに効率的な検査方法を検討する。ただし、当該地域で確定陽性のない種の死亡個体は検査することとする。また、検査は実施しなくても当該地域での死亡個体の回収は徹底する。

(6) 野鳥重点監視区域内における調査等（環境省マニュアルp. 78～）

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合、環境省によって設定された野鳥監視重点区域において調査等を実施する。調査等は、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とする。必須項目については、都道府県が野鳥監視重点区域期間中に最低1回は実施し、環境省に調査結果を報告する（環境省マニュアルp. 81表III-9参照）。

なお、家きんを除く防疫措置が必要な飼養鳥の発生時、野鳥の大量死や国内希少種の死亡等が確認される等、環境省が必要と認めた場合は、環境省が緊急に専門家チームを派遣する緊急調査を実施する場合がある。

(7) 関係機関との連携、啓発

① 消毒等への協力

家畜伝染病予防法第10条に基づく感染死亡個体等の回収場所の消毒や通行制限・遮断について、家畜衛生部局に協力するなど適切に対応する。

② 狩猟者等への情報提供

一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者等に対し、シーズン前およびシーズン中に必要に応じて発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等を実施する。

③ 家きん発生時の野生鳥獣への二次感染防止

平成16年（2004年）の野生のハシブトガラスへの感染は、家きんでの発生農場における廃棄物等の不適切な処理による野鳥への二次感染である可能性が指摘された。また、家きんの発生との関連性は不明であるが、発生農場内で平成28年度（2016年度）にはハシボソガラス、令和6年度（2024年度）にはハシブトガラスの死亡個体が回収された。家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された廃棄物等の適切な処理について、家畜衛生担当部局等とともに連携することが必要である。

(8) 人の健康管理

① 作業者の感染防止

死亡個体等の回収や検査、処分等の作業者がウイルスに感染しないように、手袋やマスクの着用、消毒しやすい服装、長靴等を着用して頻繁に消毒するなど、感染防御に注意を払う。高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染確認以降の野鳥監視重点区域での死亡個体の回収や衰弱個体の捕獲では、使い捨ての感染防護服（PPE）、手袋、マスク、ゴーグル等を着用することが望ましい。

② 感染症法に基づく届出

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第13条第1項に基づき、H5N1亜型又はH7N9亜型インフルエンザウイルスに感染している鳥類を診断した獣医師は保健所に届け出る必要がある。本サーベイランスでは遺伝子検査又はウイルス分離検査でH5N1亜型又はH7N9亜型のウイルスに感染していることが確定した段階で届け出ることになる。

なお、自治体において簡易検査を実施し、その後検査機関で実施する遺伝子検査又はウイルス分離検査で感染が確定された場合においても、基本的に、検査機関ではなく、検査を依頼した自治体から保健所へ届け出ること*。

*：感染症法第13条第2項では、獣医師の診断を受けない場合においては、動物の所有者が、当該動物が鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）にかかり、

又はかかっている疑いがあると認めるときは、保健所に届け出なくてはならないとされている。このため、単に依頼を受けて遺伝子検査又はウイルス分離検査等を実施したのみの検査機関は、動物の所有者に相当すると考え難いことから、このような場合には、基本的に、依頼した自治体側から届け出ることが適当と考えられる。

なお、人の鳥インフルエンザウイルス感染が診断された場合には、感染症法第12条第1項に基づき医師による届出が必要である。

(9) 接触者への調査等

高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性は低いものの、海外においては人に感染した事例が確認されている。このため鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、接触者の健康に異常がないか、都道府県等の保健所を含む保健衛生部局が疫学調査を行うこととされている。感染鳥類又は、その排泄物等と直接接触したすべての者が対象となる。また、感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者も対象となることがある。疫学調査の結果、感染鳥類等と直接接触した者は、保健衛生部局により、最終接触後10日間程度の健康観察を要請される(環境省マニュアルp.153参考資料1参照)。

関係者は、ウイルスが同定される前であっても、これら保健衛生部局が実施する疫学調査に対して可能な限り積極的に協力する。

発生地点周辺の保護収容施設等においても接触している可能性があると考えられるため、これらの接触者のリスト作成や調査に協力する。また、死亡個体等回収の10日以内前に回収地点に立ち入ったり、同様の野鳥等に接触したりした者がいなかったか等の情報収集も必要である。

4 集団渡来地等で発生した場合

集団渡来地等において高病原性鳥インフルエンザが発生し、大量死のおそれがある場合の基本的考え方は、周辺地域へのウイルス拡散防止と群れの中での感染拡大防止である。

そのため、地域へのウイルス拡散防止や群れの中での感染拡大防止を目標とし対策を講ずる。なお、衰弱個体の収容、収容後の対応については注意を要する。

また、集団渡来地で発生した場合は、環境省と個別に協議を行うこととなるので、発生が確認された場合あるいは発生の兆候が観察された場合は環境対策課に連絡する。

表－6 集団渡来地で発生時の基本的対応

目 標	対 応 手 法
地域へのウイルス 拡散防止	元気な個体の捕獲、捕殺は、群れの拡散を起こし、感染個体が飛散する可能性があるため実施しない。
	給餌に強く依存している個体群は、給餌の中止により群れが移動しウイルスが拡散する可能性があるため、状況に応じて給餌を継続することも検討する。
	観光目的の一般人による給餌は休止する。
群れの中での 感染拡大防止	群れの観察強化。
	衰弱個体、死亡個体の早期発見、収容・回収。（衰弱個体は無理な捕獲は行わない。）
	衰弱個体、死亡個体の収容・回収場所の消毒。（鳥や環境に与える影響に留意する。）
	鳥の密度が高いほど感染が急速に拡大するので、群れが拡散しないよう留意しつつ、群れの密度を下げる方法を検討。 （例：給餌している場合は給餌面積を拡大する等）
衰弱個体の取 扱い	<p>（捕獲について）</p> <p>完全に動けなくなるまで待つ等、捕獲のタイミングに注意する（無理な捕獲は行わない）。作業者は防護服、手袋、マスク、長靴の着用などにより感染防止に注意する。</p> <p>衰弱個体を捕獲した場合は、捕獲された現場周辺の発生状況、収容施設の確保状況、獣医師等の意見を踏まえ、収容の実施、または、できる限り苦痛を与えない方法で安楽殺の実施を検討する。（簡易検査の実施は、その都度環境対策課と協議する。）</p> <p>捕獲後に死亡、または安楽殺した死亡個体は、簡易検査機関へ送り、簡易検査を実施する。</p>
	<p>（収容について）</p> <p>収容は、必要により当該個体が高病原性鳥インフルエンザに感染している可能性及び養鶏場の立地等の周辺状況も考慮して、他個体や人への感染防止、ウイルス拡散防止が可能な施設において行う。</p> <p>なお、施設を仮設する場合は、個体発見場所管理者の協力を得ながら、上記の要件を満たすよう十分に留意する。</p>
	<p>（輸送について）</p> <p>収容地点と収容施設に距離がある場合は、輸送中にウイルスを拡散させないように、輸送方法にも配慮する。</p>
	<p>（収容後の対応について）</p> <p>当該個体の症状や状態に関する獣医師等の意見、収容施設の収容能力等により、飼育の継続、又は、苦痛を与えない方法での安楽殺の判断を適宜行う。（簡易検査についてはその都度環境対策課と協議する。）</p>
	<p>（飼育ケージについて）・（飼育作業について）</p> <p>仮設等により設置する場合は、環境省マニュアルを参考とする。</p>

VIII 愛鳥センターにおける傷病鳥獣等の収容

1 通常時の防疫体制について

愛鳥センターでは平常時から、収容個体の状況の注視、観察、施設の消毒等の実施により、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に努めるものとする。

2 一般住民等から傷病鳥獣の搬入があった場合の対応

- 愛鳥センターに直接、一般住民から傷病個体の持ち込みがあった場合は、傷病鳥獣の症状や収容時の状況等を聞き取り、必要に応じて、愛鳥センターで簡易検査を実施する。
- 搬入者には、その場で手の洗浄、消毒を行わせるとともに、状況により、靴や車両のタイヤ等を消毒する。
- 簡易検査の結果が陽性の場合には、環境対策課に連絡するとともに、スワブの採取を行い、遺伝子検査のため検査機関にスワブを送付する。なお、送付先機関については、環境対策課で環境省に確認のうえ愛鳥センターに連絡する。
- 収容した傷病個体の取扱いについては、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」によることとする。

3 収容鳥獣等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合

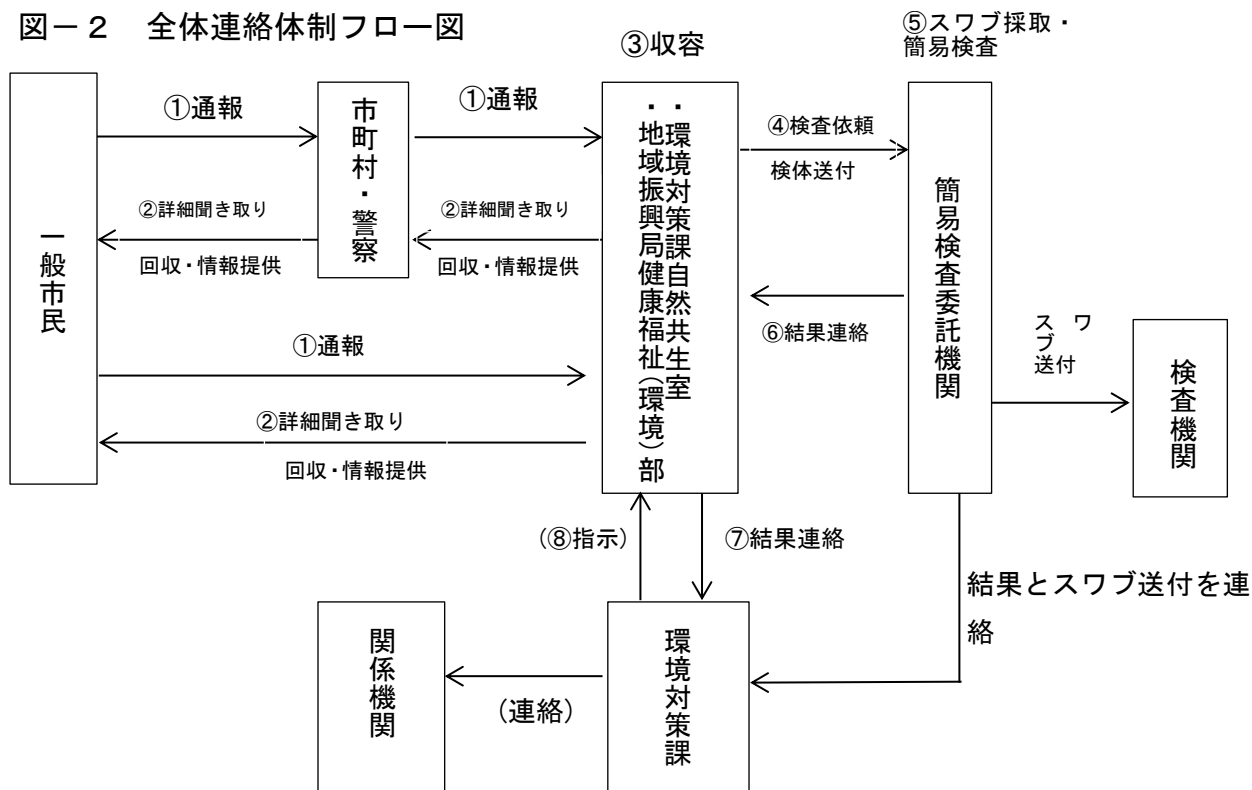
収容している鳥獣に高病原性鳥インフルエンザ感染の疑いが生じた場合には、速やかに環境対策課に連絡する。

Ⅹ 夜間・休日における緊急時の連絡体制（参考フロー図）

緊急時に備え、各所属において夜間・休日における連絡・対応体制を整備しておく必要がある。鳥獣保護関係部局での想定される基本的なフロー図を参考として掲載するので、各所属で連絡・対応体制を整備する。

1 全体フロー図

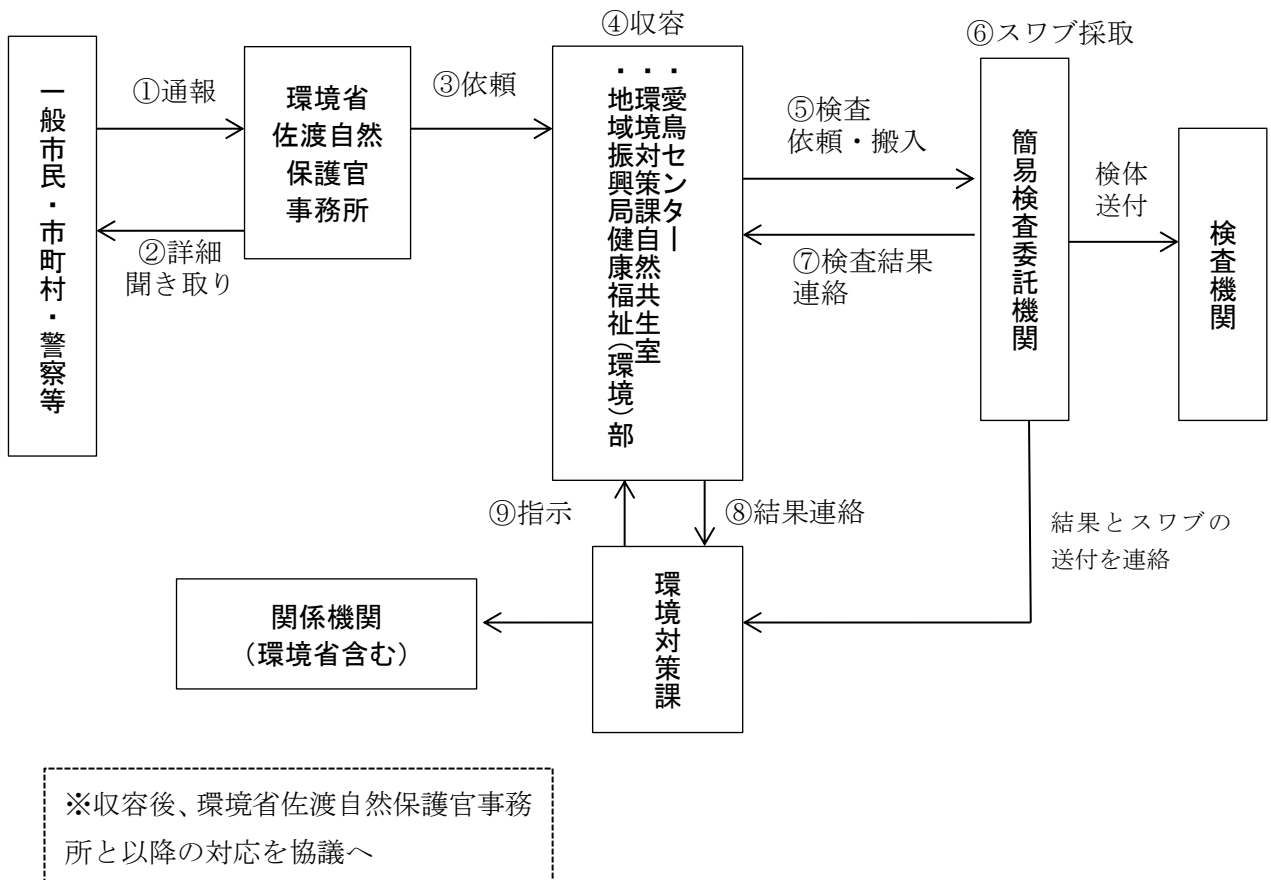
図-2 全体連絡体制フロー図



2 鳥獣保護関係部局の各所属における夜間・休日連絡・対応体制（参考フロー図）

図-3 トキに対しての場合

- ① 土・日・祝日含め 24 時間対応とする。
詳細については、「新潟県内における野生下トキ異常時対応マニュアル」によるものとする。
- ② *佐渡島内
対応レベル3または県内発生時（対応レベル1または2の場合対応なし）
*佐渡島以外の新潟県
対応レベルに関係なく随時



死亡野鳥等調査個票<死亡個体発見～遺伝子検査(ウイルス分離検査)まで>				
発見	発見場所	都道府県		
		市町村等		
		緯度経度(十進法)		
		環境	河川・湖沼・海上・海岸・耕作地・森林・民家等建物の敷地・ その他()	
	発見日時	発見日		
		発見時刻		
	発見鳥類	種類		
		発見羽数		
		性別、年齢区分		
		状態 ※1		
発見者	氏名			
	所属			
回収	回収場所	場所		
		管理者		
	回収日時	回収日		
		回収時刻		
	回収者	氏名		
		所属		
	接触者	氏名		
		連絡先		
	回収方法			
	収容先			
処分	方法			
	処分日			
	場所			
採材	検体番号			
	採材羽数		回収○羽中、○羽	
	採材日※2			
	採取部位 ※3	C：クロアカ		
T：気管/咽喉頭				
簡易 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果 (C)	陰性・陽性		
	結果 (T)	陰性・陽性		
A型遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	陰性・陽性		
HA亜型 遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	H5,H7,その他		
病原性 遺伝子検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	高・低・その他		
野鳥監視重 点区域	指定日			
	解除日			
備考 ※5				

※1 鳥の状態は、衰弱/死亡の別、外傷、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。

※2 採材日は検査試料(スワブ)の採取を実施した日であり、簡易検査を実施する場合は入力不要である。

※3 スワブ採取場所(クロアカ採取の場合:C欄に1、気管採取の場合:T欄に1、採取しなければ0)を記入する。

※4 検査日は、結果が確定した日。

※5 備考には、複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

死亡野鳥等調査個票<死亡個体発見～遺伝子検査(ウイルス分離検査)まで>				
発見	発見場所	都道府県	A 県	
		市町村等	B 村〇〇町△-△-△	
		緯度経度(十進法)	35.681382、139.766084	
		環境	河川・湖沼・海上・海岸・耕作地・森林・民家等建物の敷地・ その他()	
	発見日時	発見日	2008/1/30	
		発見時刻	11:00	
	発見鳥類	種類	オオハクチョウ	
		発見羽数	2	
		性別・年齢区分		
	発見者	状態 ※1	衰弱個体が死亡、損傷が激しい	
氏名		鳥山鴨夫		
	所属	鳥獣保護センター職員(巡視中)		
回収	回収場所	場所	〇〇ダム	
		管理者	〇〇ダム管理事務所	
	回収日時	回収日	2008/1/30	
		回収時刻	12:00	
	回収者	氏名	鳥山鴨夫	
		所属	鳥獣保護センター職員(巡視中:発見者に同じ)	
	接触者	氏名		
		連絡先		
	回収方法	ビニール袋で3重に密封(ビニール外側消毒済み)		
	収容先	家畜保健衛生所		
処分	方法	焼却		
	処分日			
	場所	家畜保健衛生所		
採材	検体番号	6002A001		
	採材羽数	回収〇羽中、〇羽		
	採材日 ※2			
	採取部位 ※3	C:クロアカ	1	
		T:気管/咽喉頭	1	
簡易 検査	実施者	家畜保健衛生所		
	検査日 ※4	2008/2/1		
	結果(C)	陰性・陽性	陰性	
	結果(T)	陰性・陽性	陰性	
A型遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	陰性・陽性		
HA亜型 遺伝子 検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	H5,H7,その他		
病原性 遺伝子検査	実施者			
	検査日 ※4			
	結果	高・低・その他		
野鳥監視重 点区域	指定日			
	解除日			
備考 ※5	死体発見時 1 m 間隔で 2 羽発見			

※1 鳥の状態は、衰弱/死亡の別、外傷、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。

※2 採材日は検査試料(スワブ)の採取を実施した日であり、簡易検査を実施する場合は入力不要である。

※3 スワブ採取場所(クロアカ採取の場合:C欄に1、気管採取の場合:T欄に1、採取しなければ0)を記入する。

※4 検査日は、結果が確定した日。

※5 備考には、複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

死亡野鳥等調査一覧

都道府県	検体番号	採材部位	鳥の種類		発見羽数	発見場所		発見日	収容日	簡易検査			遺伝子検査						
			種	状態		都道府県～地番 緯度経度 まで	十進法			A型インフルエンザ			A型インフルエンザ		HA型		病原性		
										検査日※	C	T	検査日※	重型	検査日※	重型	検査日※	重型	
A県	6002A001		オオハクチョウ	衰弱個体が死亡、損傷が激しい	1	B村(D湖畔)		2008/1/30	2008/1/30	2008/1/30		陰性							
A県	6002A002		オオハクチョウ	死体で発見	50	B村(D湖畔)		2008/1/30	2008/1/30	2008/1/30		陰性							
A県	6002A003		オオハクチョウ	腐敗	50	C市(E川河口)		2008/2/3	2008/2/3	2008/2/3		陰性							
検体番号 → 都道府県番号(15番) + 検査実施月 + 検査機関記号* + 検査資料番号 例：新潟県の佐渡島外で1月に検査した2個体目の場合 1 5 0 1 B 0 0 2 ※ 佐渡島内：A 佐渡島外：B																			
記載例	9912A001	CT	ハヤブサ	衰弱個体、神経症状	1	〇〇県××市 △△123-45	*****	*****	*****	陰性	陰性								
記載例	9912A002	T	トモエガモ	多数死亡、クロアカ欠損	50	■●県◆◇町 ★★★12-34-	*****	*****	*****	なし	陰性								
記載例	9912A003	CT	トモエガモ	多数死亡	50	■●県◆◇町 ★★★12-34-	*****	*****	*****	陰性	陰性								

【注意事項】

(様式AB共通)

1. 検体番号：都道府県番号(2桁) + 月(2桁) + 実施機関記号(アルファベット) + 野鳥の個体整理番号(3桁)
2. 発見羽数は、複数の鳥が死亡・衰弱していた場合には幸例全体の羽数を記入する。様式1-Bには可能なら種ごとの羽数を記入する。簡易検査した羽数ではない。
3. 簡易検査結果は、C：クロアカ(総排泄腔)、T：気管(咽喉頭)それぞれで記入する。
4. 送付先：検体は遺伝子検査機関に、死亡野鳥等調査報告書は地方環境事務所と遺伝子検査機関両方に送付する。
5. 送付いただいた検体より得られたデータについては、野鳥の畜病原性鳥インフルエンザの発生状況の分析に使用するほか、環境省が必要と認めた調査研究に検体等を使用させていただくことがある。

(様式Aのみ)

6. 1行に1個体(1検体番号、CTで分けない)の情報を記録する。
7. 最新の検査した個体の情報のみ記載する。過去の個体や凡例は記載しない。

(様式Bのみ)

8. 個票は、1枚に1個体(1検体番号、CTで分けない)とし、発見、回収・収容に関する詳細情報を記載する。
9. 遺伝子検査において関係と転じることもあるため、死亡個体に関する情報をできる限り記録にとどめる。可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。
10. 発見場所については、できる限り詳しく記載し、可能であれば個票に経度・緯度を記録し、周囲の環境の写真撮影等を行う。
11. 個票の鳥の状態は、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。
12. 個票の備考には、複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

調査用紙の記入

- 死亡野鳥等調査一覧（様式1-A）および死亡野鳥等調査個票（様式1-B）に死亡個体に関する情報をできる限り記録する。可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。写真は種の同定や死亡状況の理解に役立つことがある。
- 個体毎に検体番号をつける。検体番号は都道府県番号（2桁）＋月（2桁）＋実施機関記号（アルファベット）＋野鳥の個体整理番号（3桁）とする。死亡野鳥等調査一覧には、1行に1個体の情報を記録する。
- 発見場所については、できる限り詳しく記載し、可能であれば経度・緯度の記録、写真の撮影等を行う。
- 鳥の状態の欄には、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。
- 備考欄には、発見時の状態（複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況）を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報等があれば記載する。
- 調査用紙はできる限り電子媒体での入力を行い、記録に残す。

参考 検査試料の採取

- 野鳥に異常が見られ、表1、2、3から検査対象に該当する場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性があるため、死亡個体等から検査試料を採取し、A型インフルエンザウイルスの簡易検査を実施する。例えば状況と外傷から判断して交通事故死であることが自明であるなど、死因が感染症以外であることが明白な場合は実施する必要はない。
- 検査試料は死後24時間以内のものが望ましく、死亡個体の数が多い場合は、新鮮な死亡個体を4～5個体選んでスワブを採取する。死後日数が経過して明らかに腐敗・変敗しているものは検体から除外する。
- 試料の採取や簡易検査は、手法や検査結果の判定に習熟した家畜保健衛生所等の職員や獣医師等と協力して実施するのが望ましい。
- 検査試料は鳥の死亡個体等の呼吸器のぬぐい液（気管スワブ又は咽候頭スワブ：T）と総排泄腔のぬぐい液（クロアカスワブ：C）を滅菌綿棒で採取する。
- 試料採取の際には使い捨ての手袋及びマスクを装着する。
- サンプル管に約2mlの滅菌リン酸緩衝生理食塩水（PBS）を入れておく。PBSの代わりに市販のウイルス輸送培地を用いてもよい。滅菌生理食塩水でも不可ではないが、緩衝剤の入ったPBSの方が望ましい。

新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ

対応マニュアル

平成 16 年 5 月 10 日制定
平成 21 年 5 月 27 日改正
平成 23 年 10 月 28 日改正
平成 24 年 11 月 30 日改正
平成 25 年 12 月 11 日改正
平成 26 年 10 月 15 日改正
平成 28 年 2 月 1 日改正
平成 29 年 11 月 14 日改正
平成 30 年 11 月 20 日改正
令和 3 年 10 月 19 日改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 11 月 1 日改正
令和 5 年 12 月 1 日改正
令和 7 年 10 月 31 日改正